

議案第 55 号

桐生市過疎対策のための固定資産税の課税の特例に関する条例  
案

桐生市過疎対策のための固定資産税の課税の特例に関する条例を次のように定めるものとする。

令和 3 年 8 月 26 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

## 桐生市過疎対策のための固定資産税の課税の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号。以下「法」という。)第24条に規定する製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業又は旅館業(下宿営業を除く。)の用に供する設備の取得等をした者に対する固定資産税の課税の特例について必要な事項を定めるものとする。

(固定資産税の課税免除)

第2条 市長は、法第2条第1項に規定する過疎地域の区域(令和3年3月31日において旧過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第33条第1項の規定の適用を受けていた市町村の区域であって法第42条の規定により過疎地域とみなされる区域にあつては同条の規定を適用しないとしたならば法第3条第1項若しくは第2項(これらの規定を法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又は第41条第2項の規定により過疎地域とみなされることとなる区域に限る。))又は法附則第5条に規定する特定市町村の区域(法附則第6条第1項、第7条第1項又は第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。))のうち法第8条第1項に規定する市町村計画に記載された同条第4項第1号に規定する産業振興促進区域内において、当該市町村計画において振興すべき業種として定められた租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第12条第3項の表の第1号の中欄又は第45条第2項の表の第1号の中欄に掲げる事業の用に供する設備で同法第12条第3項の表の第1号の下欄又は第45条第2項の表の第1号の下欄の規定の適用を受ける家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地(法第2条第2項の規定による公示の日から令和6年3月31日までの間において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。))に対して課する固定資産税について、最初に固定資産税を課すべきこととなる年度以後3年度分に限り免除する。

(課税免除の申請)

第3条 前条の規定の適用を受けようとする者は、規則で定める期日までに、市長に免除の申請をしなければならない。

(課税免除の取消し)

第4条 市長は、虚偽の申請その他不正な行為により固定資産税の課税免除を受けた者については、課税免除を取り消すものとする。

(報告)

第5条 市長は、第2条の規定の適用を受けている者に対し、必要な報告を求める

ことができる。

(規則への委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(桐生市黒保根町過疎対策のための市税(固定資産税)の課税の特例に関する条例の廃止)
- 2 桐生市黒保根町過疎対策のための市税(固定資産税)の課税の特例に関する条例(平成17年桐生市条例第26号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。  
(旧条例の失効に伴う経過措置)
- 3 令和3年3月31日以前に製造の事業、旧過疎地域自立促進特別措置法第30条に規定する農林水産物等販売業又は旅館業の用に供する設備を新設し、又は増設した者に対して課する固定資産税の課税の特例については、旧条例の規定は、旧条例の失効後も、なおその効力を有する。  
(この条例の失効)
- 4 この条例は、法で定められた時限(以下「法の失効日」という。)をもって、その効力を失う。ただし、法の失効日以前に過疎地域の指定が解かれたときは、その解かれた時をもって、その効力を失う。
- 5 第4条及び第5条の規定は、この条例の失効後も、なおその効力を有する。

## 議 案 説 明

### 議案第 55 号 桐生市過疎対策のための固定資産税の課税の特例に関する条例 案

過疎地域自立促進特別措置法が失効し、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が制定されたことに伴い、桐生市黒保根町過疎対策のための市税（固定資産税）の課税の特例に関する条例を廃止し、新たに桐生市過疎対策のための固定資産税の課税の特例に関する条例を制定しようとするものです。